

1 県民経済計算の概念

1-1 県民経済計算とは

県民経済計算とは、岩手県という行政区域における各産業の生産活動によって1年間に生み出された価値（付加価値）を、生産・分配・支出という三つの面から捉えることにより、岩手県経済の規模や産業構造を総合的、体系的に明らかにしようとするものである。

農業、製造業、商業などの各産業は、労働者や機械・設備などを使い、原材料を投入して財貨・サービスを生産する。この生産された財貨・サービスの価値を市場価格によって単純に合計したものが生産総額（産出額）である。

しかし、この中には、生産に当たって原材料として投入された、いわゆる中間生産物（中間投入）が含まれているので、生産総額（県内産出額）から中間生産物を除くことにより、生産活動によって新たに生み出された付加価値（省内総生産）が得られる。

$$\text{付加価値（省内総生産）} = \text{生産総額（省内産出額）} - \text{中間生産物（中間投入）}$$

さらに、その中には、建物や機械・設備などが生産過程において減耗する価格分（=固定資本減耗）が含まれており、この部分を除くことにより正味の付加価値（省内純生産）が得られる。

$$\text{正味の付加価値（省内純生産）} = \text{付加価値（省内総生産）} - \text{固定資本減耗}$$

こうして生産活動によって新たに生み出された付加価値は、生産に参加した各要素に、すなわち労働者には賃金、企業には利潤などの形で分配され、分配された価値は消費や投資などの形で支出される。

このように、経済活動は、生産 → 分配 → 支出 という循環を繰り返すが、これらは同一の価値の流れを異なった側面からとらえたものであり、概念上の調整を加えると、

$$\text{生産} = \text{分配} = \text{支出}$$

の関係が成り立つ。これを「三面等価の原則」という。

1-2 県民経済計算の基本的概念

(1) 県内概念と県民概念

付加価値を捉えるのに、推計方法の違いにより県内概念と県民概念がある。

「省内」概念は、岩手県という行政区域内での生産活動によって生み出された付加価値を、生産に携わった者の居住地に関わりなく捉えるものであり、逆に「県民」概念は、省内居住者（=県民）が生産活動によって生み出した付加価値を就業地に関わりなく捉えることをいう。

(2) 総生産と純生産

付加価値を評価する場合、建物や機械・設備が生産の過程において減耗する価格分（=固定資本減耗）を含むか否かによって総生産と純生産の違いがある。

固定資本減耗を含むものを「総（グロス）生産」といい、控除したものを「純（ネット）生産」という。

$$\text{省内純生産} = \text{省内総生産} - \text{固定資本減耗}$$

(3) 市場価格表示と要素費用表示

付加価値を表示するのに、市場価格で捉える方法と要素費用で捉える方法がある。

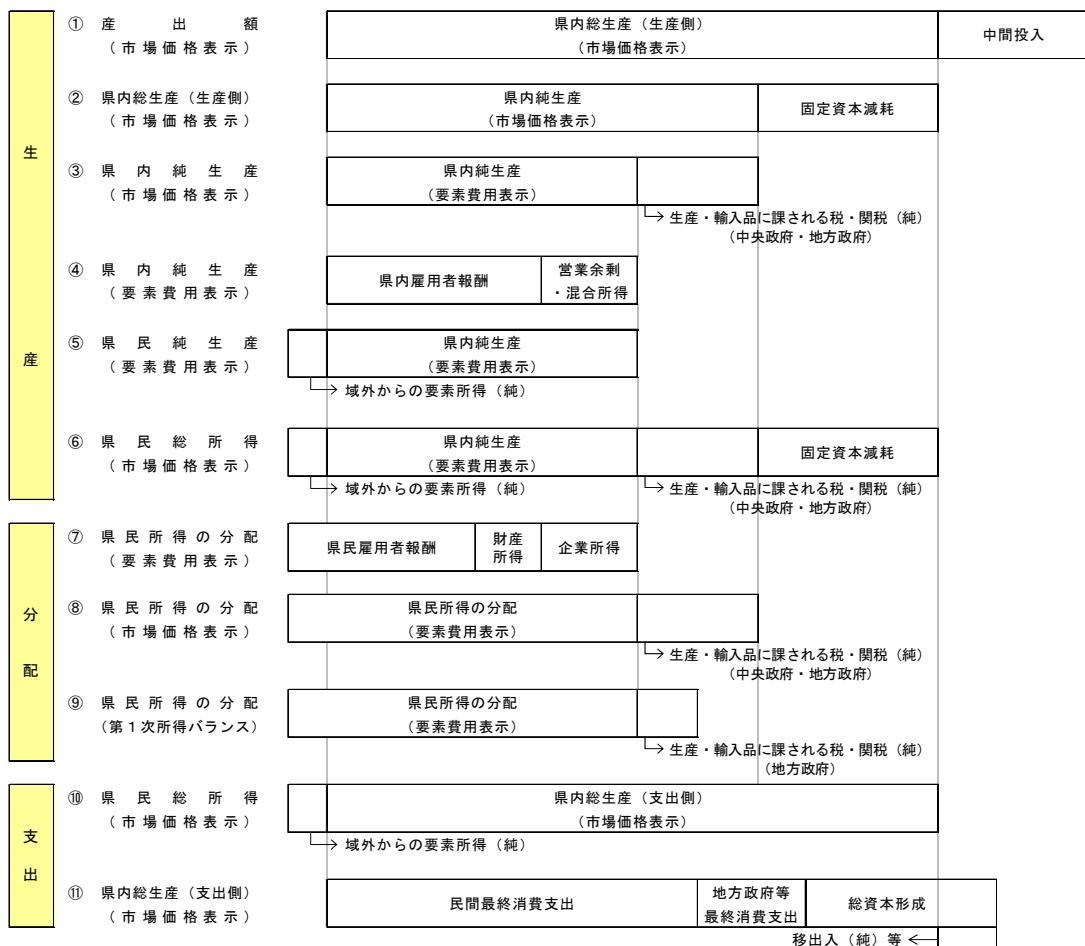
「市場価格表示」とは、付加価値を市場で取り引きされる商品の売買価格（市場価格）により評価する方法であり、「要素費用表示」とは、生産のために必要とされる労働や資本などの生産要素に対して支払われた費用（賃金、利潤など）により評価する方法である。

要素費用表示の県内純生産に生産・輸入品に課される税を加え補助金を控除したものが、市場価格表示の県内純生産となる。

$$\text{市場価格表示の県内純生産} = \text{要素費用表示の県内純生産} + \\ \text{生産・輸入品に課される税一補助金}$$

県内総生産（生産系列）とは、一年間の生産活動により、新たに生産された最終生産物（付加価値）の貨幣評価額であり、これは、生産活動に参加した労働、土地、資本などの各生産要素の所得（分配系列）となり、さらに消費や投資などの形で支出（支出系列）にあてられる。この相互の関連を図示すると次のとおりとなる。

県民経済計算相互関連図



(4) 名目と実質

「名目」値は、物価変動が含まれている年々の時価を評価基準として付加価値を表したものである。

これに対して「実質」値は、物価変動の影響を除いて計算したもので、経済の実質的な伸びを見る場合に用いられる。この実質値を直接推計することは困難であるため、各種の物価指数を利用して作成したデフレーター（物価調整指数）で名目値を除して値を求めている。

また、総額についてのデフレーターは、実質総額が求められたのち、それによって名目総額を除すことによって求められるが、これを「インプリシット・デフレーター」と呼ぶ。

なお、本県では、県内総生産（生産側）及び県内総生産（支出側）の実質値は連鎖方式により算出している。

$$\text{実質値} = \text{名目値} \div \text{デフレーター}$$

$$\text{インプリシット・デフレーター} = \text{名目総額} \div \text{実質総額}$$

○固定基準年方式と連鎖方式

固定基準年方式とは、基準年の価格をベースにして算出する方法が固定基準年方式である。固定基準年方式のデフレーターの計算方法においてはパーセンテージ型（比較年のウェイト構成で計算）、実質化の計算方法においてはラスパイレス型（基準年のウェイト構成で計算）を用いており、基準年から経過し、相対価格の変化が大きいものほど「指数バイアス」が生じる。

一方、連鎖方式とは、実質化の指標計算において、参照年（デフレーター=100）を出発点、前年を基準年とし、毎年毎年積み重ねて接続する方法である。常に前年を基準年とすることで、固定基準年方式で生じていた「指数バイアス」が解消され、実質化において常に最新のウェイト構造が反映されることとなる。

(5) 経済活動別分類と制度部門別分類

県民経済計算のように、マクロ集計量を取扱う勘定体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要がある。その場合、いくつかの観点からの分類基準が考えられるが、この体系においては実物と金融の2分法にしたがって、「経済活動別分類」と「制度部門別分類」に分類される。

「経済活動別分類」は、財貨・サービスの流れ、つまり実物のフローの取引に関与する主体であり、生産、消費及び資本形成の諸勘定に関連するものである。事業所が分類単位とされ、大分類において国際標準産業分類（ISIC rev. 4）と可能な限り整合的なものとなっている（参考資料：経済活動別分類（2008SNA分類）と日本標準産業分類対応表参照）。

「制度部門別分類」は、資金の流れ、つまり金融フローに関与する主体であり、所得支出し及び資本調達の諸勘定に関連するものである。独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位を基準としており、(1)非金融法人企業、(2)金融機関、(3)一般政府、(4)家計（個人企業を含む）、(5)対家計民間非営利団体の5つに大別される。

(6) 市場生産者と非市場生産者

事業所は、市場生産者と非市場生産者にも分けられる。市場生産者とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が需要する量に意味のある影響を及ぼす価格）で生産物のほとんど、又は全てを販売する生産者である。非市場生産者とは、無料又は経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいはまったく影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される生産物の生産者であり、一般政府と対家計民間非営利団体が該当する。

JSNA では、売上高が生産費用の 50%を下回る場合に、経済的に意味のない価格とみなすことになつてゐる。

ア 市場生産者

市場生産者には、民間企業の事業所のほか、政府関係機関のうち公的企業として市場生産者に分類される事業所が含まれる。

医療機関については、同一の社会保険診療報酬制度の下で運営していることから、公立病院も含めて、全て市場生産者として扱う。また、主として企業のためにサービスを提供する非営利団体、家計の持ち家と政府及び民間非営利団体の給与住宅、家計、政府又は民間非営利団体が自ら使用するために行う建物の建設などが市場生産者の活動の範囲に含まれる。

イ 非市場生産者

一般政府と対家計民間非営利団体が含まれる。

(7) 帰属計算

県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払いが行われなかつたのにもかかわらず、それがたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。主なものとしては、農家が自家消費する農産物、持ち家の帰属家賃などがある。

(持ち家の帰属家賃… 2-2 (1) ウ参照)

(8) 遷及改定

県民経済計算は、多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査の中には、毎年実施されないものも多く、実施されない期間（中間年次）については、便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。したがって、新しい調査結果が公表された時は、そのデータを使って過去に遡って改訂することになる。

また、精度向上を図るために、推計方法についても絶えず見直しを行つており、必要に応じ遷及改定を行つてゐるほか、国民経済計算が約 5 年ごとに基準改定されるので、それに合わせた改定も必要となる。

このため、ある年の「県民経済計算」として公表した計数は、翌年度以降の「県民経済計算」の当該計数と一致するとは限らず、利用に当たつては注意が必要である。

2 県民経済計算の基本勘定・主要系列の概念及び内容

2-1 基本勘定

(1) 総合勘定

総合勘定は、財貨・サービスの取引、第1次所得の配分・移転取引、資本取引及び域外取引を、制度部門を統合して記録し、一定期間における県の経済活動の結果を総括する。

ア 県内総生産（生産側及び支出側）

省内における経済活動を総括する省内総生産を生産側と支出側から捉えるものである。

勘定の支出側は、県内の経済活動によって生み出された財貨・サービスのうち、最終需要にかかる支出を市場価格によって評価したものが省内総支出である。省内総支出の構成項目としては、民間最終消費支出及び政府最終消費支出（地方政府等に限る。以下、「地方政府等最終消費支出」という。）、省内総固定資本形成及び在庫変動並びに財貨・サービスの移出及び（控除）財貨・サービスの移入が示されている。

勘定の生産側は、県内の生産活動によって発生した付加価値を市場価格によって評価したものが省内総生産である。省内総生産の構成項目としては、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金が示される。

イ 営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業を含む）の三つの部門にのみ発生する。

一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上、財貨・サービスの販売収入では、生産および他の活動にかかる費用をカバーできない生産活動であること、利潤を得ても制度上それを配分できないことから、営業余剰・混合所得は存在しないものとする。政府サービス等の産出額を生産費用の合計額として計測するときには、営業余剰・混合所得を考慮しない。

営業余剰・混合所得は、大きく営業余剰と混合所得に分けられる。営業余剰は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録する。

ウ 固定資本減耗

構築物、設備及び機械等再生産可能な固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、通常の摩耗及び損傷（減価償却）、予見される減失、通常生じる程度の事故による損害等（資本偶発損）からくる減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

なお、生産や固定資本形成などで固定資本減耗を含む計数は“総”（グロス）、含まない計数は“純”（ネット）を付して呼ばれる。

イ 県民可処分所得と使用勘定

域内で発生する第1次所得に県外からの雇用者報酬の受取（純）と域外からの財産所得の受取（純）並びに域外への生産・輸入品に課される税（中央政府）の支払及び域外からの補助金（中央政府）の受取を加算・減算することによって県民概念の第1次所得バランスが定義される。さらに域外からの経常移転の受取（純）が加わって県民可処分所得が決まる。

ウ 可処分所得

県民可処分所得を構成するのは以下のものである。家計部門における雇用者報酬は県民概念のそれであり、雇用者報酬（県内概念）と、県外からの雇用者報酬の受取から県外への支払を差し引いた県外からの雇用者報酬（純）からなる。家計部門については、これに域内・域外

からの財産所得の受取（純）、域内・域外からの経常移転の受取（純）が加わる。非金融法人企業、金融機関及び個人企業部門については、それぞれ営業余剰・混合所得に、域内・域外からの財産所得の受取（純）を加えた企業所得に、域内・域外からの経常移転の受取（純）を合計したもの。地方政府部門については、生産・輸入品に課される税（地方政府）、（控除）補助金（地方政府）、域内・域外からの財産所得の受取（純）、域内・域外からの経常移転の受取（純）を合計したものである。また、対家計民間非営利団体については、域内・域外からの財産所得の受取（純）と域内・域外からの経常移転の受取（純）を合計したものである。

なお、財産所得の受取（純）、経常移転の受取（純）について、すべての域内制度部門を合計すると、域内における受取と支払は相殺され、域外からの財産所得の受取（純）、域外からの経常移転の受取（純）のみを記録することになる。

（4）貯蓄

県民可処分所得から、民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出を控除したバランス項目が県民貯蓄である。

ウ 資本勘定

資本形成とその資本の調達とのバランスを制度部門について統合したもので、非金融面の資産等の取引による変化について記録する。

この勘定においては、右の「貯蓄・資本移転による正味資産の変動」側に県民貯蓄と域外からの資本移転（純）を記録し、統計上の不適合が控除される。左の「資産の変動」側には、総固定資本形成、（控除）固定資本減耗及び在庫変動が記録され、「純貸出（+）／純借入（-）」がバランス項目である。なお、土地の純購入について、すべての域内制度部門を合計すると、域内における受取と支払は相殺されて、統合勘定には記録されないことになる。

エ 域外勘定（経常取引）

県全体として捉えた県外の視点に加え、域外の視点から記録されている。JSNA では経常取引、資本取引及び金融取引に区分されるが、県民経済計算では経常取引について記録する。

経常取引は、財貨・サービスの移出（入）に加えて、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府）、財産所得及び経常移転の受払が記録され、支払側の経常収支（域外）がバランス項目である。

（7）FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)

金融業の産出額は、間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）を含むものとして記録することとしている。

預金取扱機関のサービスの中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を適用することにより、明示的には料金を課さずに提供されるものがある。すなわち、預金取扱機関への資金の貸し手（預金者）には相対的に低い利子率を支払い、資金の借り手にはより高い利子率を課する。こうした預金取扱機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIM である。預金取扱機関で産出された FISIM は各経済主体で消費される。

(2) 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」の5つの制度部門別に作成され、生産活動により生み出された付加価値がどの制度部門に配分され、さらに各制度部門及び県外部門間に様々な移転取引が行われるなかで、それらの所得が最終的にどのように振り分けられているかを示している。

i 非金融法人企業

全ての居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業、準法人企業及び非営利団体から成る。法人企業としては、営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、特殊法人等の一部が含まれる。準法人企業とは、法人企業ではないが、基本的にこれと同様に自律的に意思決定を行う主体を指し、海外の企業の国内支店や、国の特別会計の一部等が含まれる。市場生産に携わる非営利団体として、医療サービスを供給する医療機関（医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む）や、介護保険による介護サービスを供給する介護事業者、さらには経済団体が含まれる。

政府による所有・支配の有無に応じて、民間企業か公的企業に分かれ。①政府が議決権の過半数を保有している、または、②取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任免権を持つ）、のいずれかを満たす場合には、公的企業（公的非金融企業または公的金融機関）に分類し、そうでない場合は民間企業（民間非金融法人企業または民間金融機関）とする。

なお、公的企業の子会社のうち、政府諸機関の分類対象でないものについては、基礎統計上の制約から、公的企業には含めていない。

ii 金融機関

全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業に加え、非金融法人企業の場合と同様、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。また、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれ。

2008SNA を踏まえ、市場における活動や負債の流動性に応じて9つの内訳部門に区分される。具体的には、中央銀行、預金取扱機関、マネーマーケットファンド、その他の投資信託、公的専属金融機関、保険、年金基金、その他の金融仲介機関、非仲介型金融機関から成る。

iii 一般政府

中央政府、地方政府及びそれによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関から成り、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

中央政府には、国の一般会計のほか、特別会計の一部、独立行政法人等の一部が含まれる。地方政府には、地方公共団体の普通会計のほか、公営事業会計の一部、地方独立行政法人の一部が含まれる。社会保障基金は、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものであり、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計（保険事業特別会計）のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合等が含まれる。

なお、中央政府（国）の出先機関及び中央政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「全国社会保障基金」という）の事務所等は、事業所としてはその存在地域に立地するが、制度単位としての中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの地域にも属さない擬制的な地域（以下「準地域」という）に所在するものとする。地方政府及び地方政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「地方社会保障基金」という）は、その地域に存在するものとする。

また、地域区分の名称を次の様に使い分ける。地理的な区分は、「県内・県外」とし、制度単位による概念的な区分は「域内・域外」とする。ここで、「域内」とは自県の制度部門が所在するとする概念上の地域であり、「域外」とは他県の制度部門及び中央政府等が所在するとする概念上の地域である。「域外」のうち地理的には存在しない地域（準地域）に中央政府等を位置付ける。

制度部門名として「中央政府等」、「地方政府等」の名称を使用する。「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金であり、「地方政府等」は地方政府と地方社会保障基金である。

iv 家計

生計を共にする全ての居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業（非法人企業）も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録する。

v 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

利益配分を行うことができない非営利団体のうち、非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門と定義されるが、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難であり、こうした制約を踏まえて、JSNA と同様、県民経済計算においては、日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体について対家計民間非営利団体と位置付けている。

ア その他の社会保険年金給付、その他の社会保険非年金給付

その他の社会保険年金給付は、現物社会移転以外の社会給付の内訳項目であり、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指し、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。

その他の社会保険非年金給付は、社会保障基金、金融機関（年金基金）などの外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主が雇用者に支払う発生主義による記録を行わない（つまり現金主義で記録する）退職一時金や私的保険への拠出金などの福祉的給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと位置付けられる。

この給付は所得支出勘定において、企業等の支払、家計の受取に計上される。

イ 現物社会移転

一般政府又は対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指し、当該財貨・サービスを市場で購入した「現物社会移転（市場産出の購入）」か、非市場産出として生産した「現物社会移転（非市場産出）」に分かれる。

「現物社会移転（市場産出の購入）」は、一般政府が、家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスを指し、①社会保障制度の医療費、介護費のうち保険給付分（社会保障基金が家計に対して払戻しを行う分も含まれる）、②公費負担医療給付のほか、③義務教育に係る教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれる。

一方、「現物社会移転（非市場産出）」は、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスのうち、経済的に意味のない価格に基づく財貨・サービスの販売による収入分を除いた部分を指す。

ウ 非生命保険金、非生命保険純保険料

非生命保険制度を運用する上で、事故が発生した場合に被災者に支払う保険金（保険リスクコスト）と制度を運用していくための諸経費が必要となり、それを非生命保険料として保険加入者から徴収している。

被災者に支払われる保険金部分は、保険加入者から徴収した保険料の一部を支払うものであるから、保険加入者から被災者に所得が移転したものとみなす。

所得支出勘定においては、保険金が各制度部門の受取に計上され、加入者の制度部門支払側には支払った保険料のうち保険リスクコストが純保険料として計上される。なお、非生命保険サービスを供給する制度部門の金融機関においては、支払側に保険金、受取側に純保険料が計上され、それらは同額となる。

エ 年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録する。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

「年金受給権の変動調整」を所得支出勘定に記録する背景について、家計部門の観点から示すと、まず、年金制度に係る負担や給付の受払は、企業年金であれ社会保障制度であれ、家計部門の認識としては、可処分所得に影響を与えるものである。つまり、負担の支払は可処分所得を減少させ、給付の受取は可処分所得を増加させる。経済全体として、負担一給付、つまり「超過負担額」がプラスであれば、ネットとしてマクロの可処分所得が減ることとなる。一方で、超過負担額は、金融面から見れば、「年金受給権」という家計部門にとっての金融資産の蓄積（超過負担がプラスの場合は増加、マイナスの場合は減少）、年金を運営する立場の金融機関にとっての負債の蓄積（同上）として記録されなければならない。こうした、金融面との整合性を確保する観点から、所得支出勘定においては、純社会負担から社会給付を控除した額を「年金受給権の変動調整」として、家計の受取、金融機関の支払に記録することとしている。

オ その他の投資所得

財産所得における投資所得のうち、利子、法人企業の分配所得以外を指し、「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」、「投資信託投資者に帰属する投資所得」から成る。

保険契約者に帰属する投資所得には、生命保険（及び年金保険）や非生命保険（及び定型保証）の保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得（以下「保険帰属収益」という）及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に帰属するため、保険会社から、保険契約者に一旦「保険契約者に帰属する投資所得」として支払われ、同額が、追加保険料として、保険契約者から保険会社に払い戻されるという迂回処理を行っている。

年金受給権に係る投資所得は、雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金等）について、制度を運営する年金基金（金融機関）に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指し、現実には年金基金が留保するものであるが、「保険契約者に帰属する投資所得」と同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担（追加掛金）として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われる。

投資信託投資者に帰属する投資所得は、投資信託の投資者（投資信託受益証券の所有者）が、投資信託から受け取る所得のうち、投資信託の留保利益を指す（実際に支払われた分配金は「配当」に記録）。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託（金融機関）から投資者（家計等）に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という迂回処理を行う。

カ 消費者負債利子、その他の利子

家計の所得支出勘定における支払財産所得には、利子として消費者負債利子とその他の利子が計上されている。消費者負債利子は消費者としての家計が支払った利子から FISIM を控除したものであり、その他の利子は家計部門に含まれている個人企業が支払った利子から FISIM を控除したものである。

県民所得の分配においては、消費者負債利子は家計（非企業部門）の利子支払として計上され、その他の利子は個人企業の企業所得に含まれる。

(3) 制度部門別資本勘定

全ての制度部門の資本勘定が、統合勘定の資本勘定と同様の形式で記録される。

このほかの項目について、貯蓄は所得支出勘定のバランス項目である

ア 「純貸出（+）／純借入（-）」

資本勘定では、貯蓄（所得支出勘定のバランス項目）及び資本移転の受取（純）が記録され、これらの合計と総固定資本形成（控除）、固定資本減耗、在庫変動及び土地の購入（純）の合計との差が純貸出（+）／純借入（-）となる。

イ 土地の購入（純）

土地の取引は居住者の間でのみ行われ、県をまたがる土地の売買は金融取引とみなされるため、県内では土地の売却と購入が等しい。このため、統合勘定の資本勘定では土地の購入（純）は記録しないが、制度部門別には土地の購入（純）を記録する。

ウ 資本移転（純）

資本移転は、移転を行う方の当事者が（現金または在庫品以外の）資産の処分や（受取債権以外の）金融債権の譲渡によってその資金を得るか、または移転を受け取る方の当事者が（現金以外の）資産を取得することになるか、またはその双方の条件が満たされるような、反対給付のない移転である。具体的に、資本移転に含まれるものとしては、相続税や贈与税という「資本税」や、投資に対する補助金や助成金等の交付金のほか、債権者と債務者の双方の合意による負債の帳消し分（債権者から債務者への移転）、保険契約によってカバーされない大規模な損害や重篤な障害に対する補償金の支払い、複数年にわたり蓄積された多額の営業赤字を埋め合わせるために政府単位が行う公的ないし私的企業に対する移転等がある。このうち、投資に対する交付金については、一般政府が法人企業に対して行う投資補助金や、一般政府内における公共事業の費用を賄うための中央政府から地方政府への負担金等が含まれる。

2-2 主要系列表

主要系列表は、経済活動別県内総生産、県民所得及び県民可処分所得の分配、県内総生産（支出側）からなる。

(1) 経済活動別県内総生産（名目、実質、デフレーター）

経済活動別県内総生産は、一定期間内に県内の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示す。

実質化の方法については、前年価格表示による金額の前年金額に対する変化率を毎年掛け合わせることにより数量指数を計算し、これを参照年の名目金額に乗じることにより実質値を求める連鎖方式を探る。

なお、経済活動別県内総生産の実質値は、産出額の実質値と中間投入額の実質値を計算し、産出額から中間投入額を差し引いて求めるダブル・デフレーションで行う。

またデフレーターは、名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインフレーション・デフレーターとして求められる。

ア 輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税・関税は、関税、輸入品商品税からなるが、輸入する事業所の県に記録

する。JSNAに準じ、経済活動別には配分しない。

イ 総資本形成に係る消費税

財貨・サービスの出荷額、産出額は、消費税等の生産に課される税を含む生産者価格で記録し、これをベースに推計した総資本形成には、消費税が含まれているという意味で「グロス」ベースで記録する。一方で、税法上、課税業者の資本形成に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除という）が採られている。総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）については、この控除分を「総資本形成に係る消費税」として除いた金額を記録する。グロスベースの総資本形成から、仕入税額控除分を除く処理は「修正グロス方式」といわれる。生産側から県内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別にこの控除額を分割することが困難であるため、一括して控除処理を行っている。

ウ 持ち家の帰属家賃

実際には家賃の受払いを伴わない持ち家についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。県民経済計算では持ち家の所有者は住宅賃貸業を営んでいるものとされ、その帰属家賃は不動産業の生産額に計上され、その営業余剰は家計の営業余剰とされる。

(2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

県内居住者（県民）が一年間にたずさわった生産活動によって発生した純付加価値が、県民に対して、生産要素を提供した対価として、賃金（県民雇用者報酬）、利潤（企業所得）、利子・配当（財産所得）などの形で、どのように分配されたかを示したものであり、その総額が県民所得である。

ア 県民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさす。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従事者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

具体的には次のような項目によって構成されている。

(ア) 賃金・俸給

現金と現物の給与の双方を含む。このうち現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等が含まれる。現物給与は、自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

(イ) 雇主の現実社会負担

概念上、「雇主の現実年金負担」と「雇主の現実非年金負担」に分かれる。雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

(ウ) 雇主の帰属社会負担

概念上、「雇主の帰属年金負担」と「雇主の帰属非年金負担」に分かれる。雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関するのみ記録される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生し

た増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

イ 財産所得（非企業部門）

金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」から成る。財産所得の受払は、全ての制度部門に記録される。財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）、「賃貸料」に分かれる。

ウ 企業所得（企業部門の第1次所得バランス）

営業余剰・混合所得に財産所得の受払いの差額（純財産所得）を加えたものであり、(1)民間法人企業、(2)公的企業、(3)個人企業に分けて表示される。営業余剰・混合所得とは企業会計でいう営業利益にほぼ相当し、したがって企業所得は、その企業の営業利益から負債利子などの営業外費用を差し引き、逆に他社からの株式配当などの営業外収益を加えた、いわゆる経常利益に近い概念といえる。

なお、公的企業とは以下の2つの基準のいずれかを満たす非金融法人企業及び金融機関である。

- ① 政府が議決権の過半数を保有している。
- ② 取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任免権を持つ）。

なお、中央銀行は公的金融機関に位置付けるという国民経済計算の考え方に基づき、日本銀行は公的金融機関に含められる。

エ 県民所得（要素費用表示）

県民概念の要素費用表示の純生産が県民所得として表示される。

オ 生産・輸入品に課される税、（控除）補助金

（7）生産・輸入品に課される税

原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産コストの一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」や「資本税」とは区別される。制度部門別所得支出勘定では一般政府の受取としてのみ記録する。

大別すると、「生産物に課される税」と「生産に課されるその他の税」に分かれ、前者は、財貨またはサービスの1単位当たりで支払われる税であり、「付加価値型税」、「輸入関税」、「その他」に分かれる。「付加価値型税」には消費税や地方消費税等が、「輸入関税」には関税が、「その他」には酒税、たばこ税、揮発油税等が含まれる。また「生産に課されるその他の税」は、生産者が生産に携わる結果として課税される、生産物に課される税を除く全ての税からなり、固定資産税、印紙収入税や国際観光旅客税のうち居住者企業分等が含まれる。

（i）（控除）補助金

一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。制度部門別所得支出勘定では、一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録する。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれず、資本移転に含まれる。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録しない。

力 経常移転

移転とは、ある制度単位が、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨、サービスまたは資産をも受け取ることなしに、財貨、サービスまたは資産を他の単位に対して供給する取引として定義される。移転は、所得支出勘定に記録される経常移転と資本勘定に記録される資本移転とに区別される。このうち、経常移転は、資本移転とはならないすべての移転が含まれる。すなわち、支払側の資産の処分ではなく、経常的な収入の中から充てられ、また受取側の総資本形成、土地購入又は金融資産形成の源泉とならない移転である。現物社会移転を除く経常移転は、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。その他の経常移転は、非生命純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

(7) 所得・富等に課される経常税

主に、家計の所得に課される税、法人企業の利潤に課される税あるいは富に課される税であって、課税期間ごとに定期的に課されるものからなる。定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は「資本税」と呼ばれ、本項目ではなく資本勘定の「資本移転」として記録される。所得・富等に課される経常税は、一般政府の受取、非金融法人企業、金融機関、家計の支払に記録する。

所得・富等に課される経常税は、さらに「所得に課される税」と「その他の経常税」に分かれる。所得に課される税には、源泉所得税、申告所得税、法人税、道府県民税（所得割・法人税割、配当割、利子割）、市町村民税（所得割・法人税割）、日銀納付金等が、その他の経常税には家計の負担する自動車関連諸税、事業税、道府県民税、市町村民税の個人・均等割や国際観光旅客税のうち居住者家計分等が含まれる。

家計が負担する自動車関連諸税が、生産・輸入品に課される税ではなく、所得・富に課される経常税に記録されるのは、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、生産活動と結び付くものではないからである。

(4) 純社会負担、現物社会移転以外の社会給付

「社会負担」とは、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払を指す。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は、「雇主の社会負担」と言い、雇用者報酬に含まれる。また、雇用者本人が行う負担は、「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」からなる。

制度部門別所得支出勘定では、支払側では、社会負担すべてが家計部門のみに記録される一方、受取側では、社会保険制度のうち、①社会保障制度に係る負担については、同制度を運営する一般政府（社会保障基金）に、②企業年金等の年金基金制度に係る負担については、同制度を運営する金融機関（年金基金）に、③さらに無基金の社会保険制度にかかる負担については、雇主部門に、それぞれ記録する。また、家計の所得支出勘定においては、家計が雇用者報酬の一環として受け取った「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」に、雇用者本人の「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」を合わせた形で支払が記録される（雇主の社会負担の迂回処理）。なお、年金基金については、同制度の運用費用（年金基金の産出額に相当）を「年金制度の手数料」という控除項目として記録する。

上記の「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から、「年金制度の手数料」を控除した集計値を「純社会負担」という。

「社会給付」は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に対して支払われる経常移転である。

このうち、所得支出勘定においては、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付

を除いた部分が「現物社会移転以外の社会給付」として記録される。「現物社会移転以外の社会給付」は、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」からなる。「現金による社会保障給付」は、一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付である。具体的には、国民年金保険や厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の公的年金給付、雇用保険給付、児童手当が含まれる。

「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付である。具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。

「その他の社会保険非年金給付」は、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付である。具体的には、現金主義で記録する（発生主義で記録しない）退職一時金、私的保険への拠出金等を含む。

「社会扶助給付」は、社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転である。具体的には、一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

(ウ) その他の経常移転

その他の経常移転は非生命保険取引、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。他に分類されない経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金、罰金が含まれる。

キ 県民可処分所得

市場価格表示の県民所得に県外からのその他の経常移転（財産所得以外）の純受取額を加えたもので、県民全体の処分可能な所得を表している。これを支払いの面からみると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に処分される。

(3) 県内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター）

県内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。JSNAに準じ、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出（入）が、種類別、支出主体別等の細目とともに表章される。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出（入）とともに示される。

実質値は、生産側と同じく、連鎖方式による。

ア 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

(イ) 家計最終消費支出

居住者である家計（個人企業を除く）の消費財及びサービスに対する支出である。居住用の固定資産に対する支出は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録する（持ち家の帰属家賃）。

家計最終消費支出の内訳項目として、国際連合の個別消費の目的別分類（最新の基準となるCOICOP2018）に準拠した13目的分類別消費が示される。

(ウ) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額（中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税）から財貨・サービスの販売と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を控除したものである。

イ 地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額（中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料）と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたものに、現物社会移転（市場産出の購入）（社会保障による医療費・介護費の給付等）を加えたものを記録する。

ウ 総資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

(7) 総固定資本形成

有形又は無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、⑤知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等）を含む。なお、「防衛装備品」については基礎データの制約等から県別には実際の計測は困難であるため推計しない。

(i) 在庫変動

企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚卸資産のある一定期間における数量の変動を、その期間の市場価格で評価したものである。

エ 財貨・サービスの移出入（純）

財貨・サービスの海外及び域外との取引と直接購入から構成される。このうち直接購入とは、居住者（非居住者）による域外（内）での直接購入（域外での消費）である。

オ 統計上の不突合

県内総生産は生産側と支出側で概念上は同額となるべきものであるが、実際の推計の上では、それぞれ別の推計方法によっており、これらの推計に用いられる基礎資料が異なるため、推計結果に不一致が生じている。この計数上の差額を統計上の不突合として支出側に記録し、生産側と支出側をバランスさせている。なお、JSNAでは統計上の不突合を生産側に記録することになっている。

カ 域外からの要素所得（純）

県民所得から県内純生産（要素費用表示）を差し引いて求める。県民が県外から受取った雇用者報酬、投資収益、財産所得（利子、配当等）と県外へ支払った同項目の差額である。

キ 県民総所得（市場価格表示）

県内総生産に県外からの雇用者報酬及び域外からの財産所得の受取（純）を加えると、市場価格表示の県民総所得が得られる。

2-3 付表

(1) 一般政府（地方政府等）の部門別所得支出取引

地方政府である県と市町村、及び地方社会保障基金の3部門について、それぞれの部門の所得支出取引をみることにより、一般政府（地方政府等）が県民経済に果たしている役割を詳細に把握するための表である。

(2) 社会保障負担の明細表（県民ベースの家計及び雇主の支払）

社会保障負担は、社会保障基金に対する県民概念（県民ベース）による家計及び雇主の負担金である。この表においては、社会保障基金に属する制度ごとに雇主及び家計の負担の額をそれぞれ表章する。

なお、この明細表は、社会保障負担にかかる県民ベースによる家計及び雇主の支払を記録するものであるから、その負担額（支払額）には、域外にある全国社会保障基金への負担（域外への支払）も含まれる。

(3) 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表（社会保障関係）

社会保障基金から県民ベースの家計に支払われる社会保障給付（公的年金、医療、介護、雇用保険給付等）、特定の基金、準備金を設けず雇用者に直接支払われるその他の社会保険非年金給付（退職一時金の一部、公務災害補償等）及び社会扶助給付（生活保護費、恩給等）を、制度ごとに詳細に表章する。また、現物社会移転（市場産出の購入）（医療、介護の公的保険負担分等）と現物社会移転以外の社会給付を区別することにより、一般政府の社会保障関連政策を詳細に把握することが可能となる。

なお、この明細表は、県民ベースの家計が受け取る社会保障給付等を記録するものであるから、これらの移転の額には、域外にある全国社会保障基金からの移転（域外からの受取）も含まれる。

(4) 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別に県内総生産の1次分配が示される。経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産が、さらに、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して県内要素所得が得られる。県内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

(5) 経済活動別の就業者数及び雇用者数

経済活動別県内総生産及び要素所得との関連において、経済活動別の労働力の投入量が就業者数、雇用者数により示される。就業者は、雇用者、個人業主と無給の家族従業者からなる。

2ヶ所の事業所に雇用される者については、2人と数えるため、国勢調査等の調査から得られる計数より就業者総数は大きくなっている。また、パート等の労働者についても、正規の職員と同様に1人としている。

〈参考資料〉

経済活動別分類(2008SNA分類)と日本標準産業分類対応表

経済活動別分類 (平成23年基準)	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)
1 農林水産業 (1) 農業 (2) 林業 (3) 水産業	01 農業 (0113野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014園芸サービス業→その他のサービス) 02 林業、0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」 03 漁業(水産養殖業を除く)、04 水産養殖業
2 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業、2181 碎石製造業
3 製造業 (1) 食料品 (2) 繊維製品 (3) パルプ・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 窯業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) 印刷業 (15) その他の製造業	09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場 11 繊維工業 (1113炭素繊維製造業→窯業・土石製品) 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 (1641脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品) 17 石油・石炭製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 (2181碎石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 ～ 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」 15 印刷・同関連業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道業・廃棄物処理業 (1) 電気業 (2) ガス・水道・廃棄物処理業	33 電気業 34 ガス業、35 熱供給業 36 水道業 (361上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業	06 総合工事業～08 設備工事業
6 卸売・小売業 (1) 卸売業 (2) 小売業	50 各種商品卸売業～55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」 56 各種商品小売業～58 飲食料品小売業 (5895料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) ～60 その他の小売業 (6033調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業～49 郵便業(信書便事業を含む) 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く) 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く) 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)

経済活動別分類(平成23年基準)	日本標準産業分類(平成25年10月改定)
9 情報通信業 (1) 通信・放送業 (2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業	37 通信業、38 放送業 40 インターネット附随サービス業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業	62 銀行業 ～ 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関(6421質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 ～ 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
11 不動産業 (1) 住宅賃貸業 (2) その他の不動産業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸業 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く) (6912土地賃貸業を除く) 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場(所有者の委託を受けて行う 駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	70 物品賃貸業 ～ 72 専門サービス業(他に分類されないもの) (727著述家・芸術家→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス(他に分類されないもの) (746写真業→その他のサービス) 91 職業紹介・労働派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育	7721 配達飲食サービスのうち「学校給食」 81 学校教育 (819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」→保健衛生・社会事業) 82 その他の教育、学習支援業 (821社会教育、823学習塾、824教養・技能教授業→その他のサービス) (8229その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生 ・社会事業)
15 保健衛生・社会事業	819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」 6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 ～ 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511社会保険事業団体→公務)
16 その他のサービス	014 園芸サービス業 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (うち791旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合(他に分類されないもの) 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) (901機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業) 93 政治・経済・文化団体 ～ 95 その他のサービス業 (952と畜場→食料品製造業)